

## 日進市くるりんばす有料広告掲載要綱

平成24年2月10日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市有料広告掲載に関する要綱(平成18年日進市要綱第65号)に定めるもののほか、日進市内巡回バス「くるりんばす」(以下「くるりんばす」という。)への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載希望者の条件)

第2条 広告掲載希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載しないものとする。契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更正の途中でであるもの
- (2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (3) 日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 市税等を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

(広告媒体)

第3条 広告媒体は、赤池線、米野木線、三本木線、梅森線、五色園線、岩崎線及び循環線の各路線のくるりんばすの車両(以下「車両」という。)とする。ただし、日進市が保有する車両に限る。

(広告の掲載場所及び枠数)

第4条 広告を掲載する場所は、車内の天井ルーフ面8枠以内又は運転席後部面1枠の広告枠で市が指定した位置とし、抽選により決定する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、1枠につき縦364mm×横515mm(B3サイズ横)までとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載は、1月単位とし、掲載を始めた月の属する年度の末日を限度とし

て掲載することができる。

2 前項の規定による掲載は、各月最初の運行日の始発便から開始し、各月最終の運行日の最終便までとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、掲載を始める月の途中の運行日から開始し、掲載を終える月の途中の運行日で終了することができる。ただし、広告掲載料及び募集については、前項の規定による掲載と同様の取扱いとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は別表に定めるとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、掲載を希望する路線、広告枠の場所、枠数及び掲載期間を明記して、日進市有料広告掲載に関する要綱第6条に規定する日進市有料広告掲載申込書を掲載を希望する月の前月の10日までに提出しなければならない。

2 複数月の申込みをする場合は、その掲載希望期間と月数を明記する。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、日進市有料広告審査会による審査の結果、その内容が適当であると認められる者が広告掲載の募集の数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載を決定する。この場合において、同順位ของときは掲載希望枠数及び掲載希望月数が多い者を優先とする。

(1) 第1順位 公益を目的とする事業を行う者その他これらに類する者が行う広告

(2) 第2順位 市内に事業所又は住所を有する者が行う広告

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の広告

2 前項の規定により順位を決定してもなお掲載できる広告数が募集数を超えたときは、前項各号の順に、同順位の中で抽選をして決定する。

3 市長は、前2項の規定により順位を決定した結果を、その理由を付して通知する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに市の発行する納付書により広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(免責)

第11条 市長は、天災、事故、故障、点検その他市の責めに帰することができない事由により、車内に広告を掲載した車両を運行できなかつたときは、その責めを負わ

ない。

- 2 市長は、市の責めに帰することができない理由による広告の破損、盗難等については、その責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により広告掲載の取下げを希望する日の1週間前までに、市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は還付しない。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主については、取り下げた日の属する月の翌月以後にかかる納付済みの広告掲載料を還付するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告主の責めに帰することができない事由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付する。

- 2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月以後の納付済みの広告掲載料とする。
- 3 広告主の責めに帰することができない事由により、市長が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった運行日数に応じて、広告掲載料を還付する。ただし、掲載できなかった運行日数が1日に満たない場合は、広告掲載料の還付は行わない。
- 4 前項の規定により還付する広告掲載料は、当該月の運行日数で除した額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割りによって計算して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成26

年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。ただし、別表の改正規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表(第7条関係)

掲載場所	掲載期間	枠数	広告掲載料*
天井ルーフ面	1か月	1枠	1,030円
運転席後部面	1か月	1枠	2,080円

※広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。